

複写

平成24年1月26日

京都府城陽市富野乾垣内62番地

辛川誠様

ご連絡

複写

三重県四日市市諏訪栄町2番4号 ファーストビル2階

複写

稲七総合法律事務所

電話 059-340-3626 FAX 059-340-3627

社会福祉法人 清仁福祉会

代理人弁護士 服部一孝

代理人弁護士 尾高健太郎

複写

前略

当職らは、社会福祉法人清仁福祉会（以下、「清仁福祉会」と言います。）の代理人です。清仁福祉会に代わり、ご連絡いたします。

貴殿は、平成23年12月22日に、清仁保育園の園長を解任されました。そのため、貴殿には、清仁保育園の敷地内に入る権限がなくなりました。しかしながら、貴殿は、現在でも清仁保育園の敷地内に入っております。

貴殿が清仁保育園の敷地内に立ち入る行為は、建造物侵入罪にあたる行為です。今後は、清仁保育園の敷地内に入ることのないようにしてください。平成24年2月1日以降に、貴殿が正当な理由なく清仁保育園の敷地内に入った際は、残念では



複写

+

+

複写

ございますが、110番通報するとともに、告訴・告発等の措置をとりますので、
ご承知ください。

貴殿が清仁福祉会もしくは清仁保育園の物品を持っている場合は、直ちに郵送にて
ご返却いただきますようお願いいたします。

草々

複写

複写

複写

複写

複写

差出人
〒510-0086 三重県四日市市諏訪栄町2番4号 ファーストビル2階 稲七綜合法律事務所
弁護士 服部 一孝 弁護士 尾高 健太郎

受取人
〒610-0111 京都府城陽市富野乾垣内6番地

辛川 誠様



この郵便物は平成24年 1月26日
第 10273778060 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
郵便事業株式会社
受付通番：2012012614093700100001 号

2 / 2 頁



平成24年1月11日

社会福祉法人清仁福祉会
理事長 増田早苗
代理人弁護士 服部一孝

辛川誠氏の解任について

質問内容：辛川誠氏は、清仁保育園において園長以外の仕事をする事ができるか。
会社における降格処分と同じように、園長より下の地位で仕事をする事ができるか。

回答：できません。

理由：社会福祉法人清仁福祉会と辛川誠氏は、(準)委任契約をしていたところ、平成23年12月22日に、社会福祉法人清仁福祉会は、辛川誠氏の上記契約を解除し、同日、辛川誠氏に対し、解任通知を出しました。これにより、辛川誠氏は、清仁保育園で仕事をする事ができなくなりました。
降格処分は、雇用契約をしていた労働者の役職をとく場合に用いられることがある処分ですが、今回の解任は、降格処分ではありません。

1/24 先程、園長代理の先より
Q:30
返された。